様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　2025　年　1　月　17　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） くろすぷらすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 クロスプラス株式会社  （ふりがな） やまもと　ひろのり  （法人の場合）代表者の氏名　　　山本　大寛  住所　　〒451-8560  愛知県名古屋市西区花の木三丁目9番13号  法人番号　1180001025507  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. スペシャル対談 これからのアパレル業界と目指す未来 2. 第69期 第2四半期 株主通信 3. 第69期 株主通信 4. DXの取り組み | | 公表日 | 1. 2019 年 2 月 28 日 2. 2022 年 5 月 10 日 3. 2022 年 5 月 10 日 4. 2024 年 12 月 6 日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. スペシャル対談 これからのアパレル業界と目指す未来   https://www.ikedaya-1907.co.jp/company/talk/talk01/   1. 第69期 第2四半期 株主通信 P1 https://www.crossplus.co.jp/wp/wp-content/uploads/2022/05/sp\_web\_0216401602110.pdf 2. 第69期 株主通信 P3・4 https://www.crossplus.co.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/sp\_ns\_web\_0216401302204.pdf 3. DXの取り組み https://www.crossplus.co.jp/dx/ VISION>>基本方針 | | 記載内容抜粋 | 当社のお客様は対消費者というよりも、小売店のバイヤーが中心。しかし、先々の消費者を見据えたモノづくりが重要と考えている。販売形態は常に変化しており、ファッション業界全体のトレンドを考えると今は成長期ではないという状況の中で消費者に選ばれるためには、今の時代にマッチしたキーワードに合うモノづくりが必要である。  私たちは生産から販売まで一気通貫で行っていて、スピード力と意思決定の強みであるが、その精度を高めるためにデジタル技術の導入を進めている。  今後既存事業とデジタルとの融合による経営の強化につなげるため、「アパレル事業の深化」と「非アパレル事業の拡大」の2軸による事業開発を推進しており、具体的には、生活様式の変化に合わせたシーン別の提案を行うことによりアパレル事業を深化させ、収益基盤を構築するとともに、健康、悩み解決、楽しみのカテゴリーで生活雑貨の開発を強化することで非アパレル事業を拡大、ニューノーマル時代に必要とされるラインナップ拡充を図る。以上の取り組みによって、「人生100年時代の豊かなライフスタイルの創造」を目指している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 公表内容は、当社取締役会の承認を受けた事業報告方針に基づいて作成されている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取り組み | | 公表日 | 2024 年 12 月 6 日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | (2) DXの取り組み https://www.crossplus.co.jp/dx/ ACTION>>DX戦略 サプライチェーンの構築  (2)① DXの取り組み https://www.crossplus.co.jp/dx/ ・STRUCTURE>>体制 ・HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT>>人材育成  (2)② DXの取り組み https://www.crossplus.co.jp/dx/ ACTION>>DX戦略 サプライチェーンの再構築 | | 記載内容抜粋 | 「人生100年時代の豊かなライフスタイルの創造」を目指し、業務環境とプロセスのデジタル化を進め、DX推進の基盤を整備してきた。次のステップとして、サプライチェーンの見直しと再構築を目的に新たなプラットフォームを整備している。具体的には、企画・製造・販売のすべての工程をデジタル化し、さらに生産フロー全体を一元管理・共有する環境を構築することで、各工程を可視化して、「効率化」と「トレーサビリティの確保」を目指す。  各工程の可視化によってサプライチェーンにおける問題点や課題の把握が可能になり、それらの課題に対処することで、工程やプロセスを効率化し、新しい価値を創造できる環境をつくりだすことができる。  さらに、全工程を可視化することでトレーサビリティの確保が容易になり、より安全で品質の高い製品をお客様に届けることを可能する。また、生産・流通の履歴を正確に把握することで、環境や人権に配慮した製品であるかどうかなど、より信頼性の高い情報をトレースすることが可能になる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 公表内容は、当社取締役会の承認を受けた事業報告方針に基づいて作成されている。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DXの取り組み ・STRUCTURE>>体制 ・HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT>>人材育成 | | 記載内容抜粋 | 全社一丸となってDX化を進めるため、システム部門以外にも各部署にデジタル推進者を設定している。定期的にデジタル推進者を対象とした勉強会を実施し、その後部署ごとに共有・浸透の機会を設け、各部署でのDX事例を会社内で共有する仕組みを作ることで、社内全体のリテラシーを高める取り組みを行っている。  また、入社年数に応じて定められたデジタル研修の受講スケジュールに沿って、段階を踏んで計画的にデジタル人材の育成に取り組んでいる。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DXの取り組み ACTION>>DX戦略 サプライチェーンの再構築 | | 記載内容抜粋 | 企画・製造・販売のすべての工程をデジタル化し、さらに生産フロー全体を一元管理・共有する環境を構築する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取り組み | | 公表日 | 2024　年　12　月　6　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・クロスプラスHP DXページhttps://www.crossplus.co.jp/dx/ ACTION>>DX戦略(スケジュール) | | 記載内容抜粋 | 各システムのローンチ、および運用開始をもって達成とみなす。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 1. 2022 年 5 月 10 日 2. 2024 年 12 月 6 日 | | 発信方法 | 1. 第69期 第2四半期 株主通信 https://www.crossplus.co.jp/wp/wp-content/ uploads/2022/05/sp\_web\_0216401602110.pdf P2 デジタルを活用した施策を積極的に推進 2. DXの取り組み https://www.crossplus.co.jp/dx/ TOP MESSAGE | | 発信内容 | 1. 第69期 第2四半期 株主通信 (抜粋)業務効率化を推し進めるため社内グループウェアを更新し、データ共有や情報連携、決済などをよりスムーズに行える業務環境を整えました。これら既存事業とデジタルを融合した施策を推し進めることで、新たな時代に即した事業スタイルの確立とともに、これらの仕組みを有効に活用することで経営体質の強化につなげてまいります。 2. DXの取り組み　TOP MESSAGE   (抜粋) DX推進の先に、誰もが幸せな未来を創る。 当社は、これまでのDX推進を通じて、顧客体験の向上と業務効率化を実現してきました。今後は、データ活用やAI技術の向上によって、ビジネスのさらなる革新を目指していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024 年 11 月頃　～　継続対応中 | | 実施内容 | IPAの自己診断結果入力サイトよりダウンロードした「DX推進指標自己診断フォーマット」を用いて現状の把握を実施している。  ※添付資料参照 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022 年 10 月頃　～　継続対応中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ対策として、24時間365日の監視体制を整え、ログを分析することで攻撃の予兆を早期に検知し迅速に対応している。また、基幹サーバのセグメンテーション化、分散バックアップ、多要素認証の導入、定期的な脆弱性診断などを実施し、セキュリティレベルを向上させている。さらに、2023年より外部業者によるISO27001に準拠した監査を実施しセキュリティレベルの維持を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。